技術上の基準に関する事項

全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関する技術上の基準に、次の事項が追加されました。

（１）起動用ガス容器の設置

（２）緊急停止装置の設置

（３）自動式の起動装置について、２以上の火災信号による起動

（４）音声による音響警報装置の設置

（５）集合管又は操作管の部分への閉止弁の設置

（６）貯蔵容器の設置場所及び防護区画の出入口等における標識の設置

（７）防護区画内への立入時における閉止弁の閉止

（８）防護区画内への立入時における自動手動切替装置の切り替え

（９）消火剤が放射された場合の防護区画内への立入制限

（１０）設備の構造等を定めた図書の備え付け

※（５）から（１０）までの項目については、既に設置されている二酸化炭素消火設備についても改正後の基準に適合させる必要があります。